

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第11回社会福祉法人の在り方等に関する検討会 | 資料2 |
| 平成26年5月19日             |     |

## 介護・保育事業等における経営管理の強化と イコールフッティング確立に関する意見

平成 26 年 4 月 16 日  
規 制 改 革 会 議

社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化している。まず、社会福祉法人による福祉サービスの提供が、「措置」という行政の委託から利用者との「契約」へと変化した。

また、介護保険制度の導入以降、在宅サービスなどの分野では株式会社やNPO法人が参入し、多様な経営主体が競合する市場になった。

これらの状況を踏まえ、第一に、社会福祉事業者はガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにすべきである。

第二に、さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが高い生産性の下に提供されるよう、経営主体間のイコールフッティングを確立すべきである。

### 1. 事業者のガバナンス

#### (1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきである。
- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきである。

#### (2) 補助金等の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきである。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきである。

(3) 役員報酬等の開示

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の報酬も含む）の開示を義務づけるべきである。

(4) 内部留保の明確化

- ・ 一部の社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきである。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきである。

(5) 調達の公正性・妥当性の確保

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきである。

(6) 経営管理体制の強化

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきである。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人のサービス等に対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきである。あわせて第三者評価のガイドラインを見直し、質の高い実効性ある評価がなされるようにすべきである。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきである。

(7) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・ 厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきである。
- ・ 厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきである。

## 2. 経営主体間のイコールフットイング

### (1) 多様な経営主体によるサービスの提供

- ・ 厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(平成26年2月12日閣議決定)に盛り込まれたとおり、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強めるべきである。
- ・ 自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、市町村の「介護保険事業計画」や都道府県の「介護保険事業支援計画」の策定に当たり、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含め、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知すべきである。
- ・ 法令による参入規制がなくとも、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知すべきである。

### (2) 補助金の実態把握と地方公共団体への要請

- ・ 厚生労働省は、市町村などの地方公共団体が行っている社会福祉法人等に対する補助金の状況を一元的に把握したうえで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において経営主体による差異を設けないよう、要請すべきである。

### (3) 社会貢献活動の義務化

- ・ 厚生労働省は、平成27年年央までに、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を法令等で義務づけるべきである。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行い、平成26年中に新たな制度設計を行うべきである。特に、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対しては、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請すべきである。

- ・ また、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化すべきである。

以上